

最良執行方針 新旧対照表

(下線部分改正)

現 行	改 正
<p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、REIT、ETF等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) <u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 取扱有価証券 (<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>) 当社では、基本的に取扱有価証券 (<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>) の注文はお受けしていません。ただし、例外的にお客様からご要望があり、当社が応じることが可能な場合や当社が投資勧誘を行った場合には、当社とお客様が合意した内容に基づき執行いたします。</p> <p>3. 2に掲げる方法を選択する理由</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 取扱有価証券 (<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>) 当社では、基本的に取扱有価証券 (<u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>) の注文はお受けしていません。ただし、お客様のニーズをできるだけ実現する必要があると考え、いただいた注文について、お客様との合意した内容に基づき執行することは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様のニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</p>	<p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、REIT、ETF等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄)</p> <p>当社では、基本的に取扱有価証券 (フェニックス銘柄) の注文はお受けしておりません。ただし、例外的にお客様からご要望があり、当社が応じることが可能な場合や当社が投資勧誘を行った場合には、当社とお客様が合意した内容に基づき執行いたします。</p> <p>3. 2に掲げる方法を選択する理由</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄)</p> <p>当社では、基本的に取扱有価証券 (フェニックス銘柄) の注文はお受けしておりません。ただし、お客様のニーズをできるだけ実現する必要があると考え、いただいた注文について、お客様との合意した内容に基づき執行することは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様のニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</p>

現 行	改 正
<p>4. その他</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③<u>株式累積投資や株式ミニ投資等</u>、取引約款等において執行方法を特定している取引 当該執行方法</p> <p>④～⑤ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から実施する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③取引約款等において執行方法を特定している取引 当該執行方法</p> <p>④～⑤ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>附 則 この改正は、平成30年6月18日から実施する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>